

2002年12月18日

人間科学研究科委員長殿

柳原 良江氏 博士学位申請論文審査報告書

柳原 良江氏の学位申請論文を下記の審査委員会は、人間科学研究科の委嘱をうけ審査をしてきましたが、2002年12月18日に審査を終了いたしましたので、ここにその結果をご報告します。

記

1. 申請者氏名 柳原 良江

2. 論文題名 性行為における女性の身体と人権の位相

3. 本論文の主旨

公序良俗が社会統合に有効に機能している状態は、伝統的、権威主義的、さらには安定的ななどの形容句によって修飾される社会構造をもっていると推測できる。伝統的にして権威主義的、権威主義的にして安定的な社会状態は居心地のよい社会のかたちであるとするなら、このように判断する基準は当該の社会を構成するどのような属性をもつ人びとによって支持されているかを考察する必要がある。

伝統的であることは昨日は今日に、今日は明日につながっていると予測できるのどけさをもっている。権威主義的であることは行為規範が明確なので選択に迷うことがない。安定的であることは日常性になじむのでよいことである。公序良俗はこのような機制のもとで有効に機能している価値秩序である。

この価値秩序の有力な構成要件のひとつに男女の性別がある。公序良俗をめぐる状態に性別にもとづく課題を投入すると、問題の扱い方次第で、大は社会変革とよべるような変化から、小はいとわしい心のもやもやにいたるまで、社会のかたちと居心地に「さあ、どうしてくれる」という回避不能な問い合わせをつきつける。本論文の題名「性行為における女性の身体と人権の位相」は社会のかたちと居心地に正面から、社会のかたちはどのように人びとの合意形成をとりつけることによって成り立っているのか。その居心地は両性のうちいずれの性により多く、より強く備わっているのか。いつからなぜそうなっているのかなど、理由と歴史と目的への問い合わせは深く、しかも滞ることがない。

本論文はこのように問い合わせる切り口と方向性として、問題の所在から問題の一応の結末まで7つの章を用意して臨んでいる。本論文は『性は解放された』この言葉を、現在、多くの人は肯定的に受け止めるであろう。1960年代ごろから、避妊技術の進歩に伴い、婚姻と性行為とは必ずしも結びつけられるものではないとされ、家父長制的社会制度と女性

とを縛り付けていた鎖は一つずつ放たれ始めた。この性に対する劇的な意識革命は性革命と呼ばれ、この時期以降、わが国をはじめとする西洋的近代化を進めてきた社会は急激にその性規範を変えることとなった。これは『進歩』であろうか。確かに『進歩』ではあつた。……だがこれらの現象は、一つの『革命』ではあっても、人びとを縛る抑圧からの『解放』ではない。『性革命』は男性の性幻想に対して行われた『運動』であり、そこに女性の性は考慮されていなかった」という文章で書き起こされている。女性の性を、女性の身体と女性の人権という硬軟二極をつきあわせて、「女性の身体と人権——新しい人間観への転換」（最終章題）を論じている。

4. 本論文の概要

現在までのところ、性差別はジェンダー差の解消という主張は身体内の現象を含まない構築主義に依存していたため、身体内や身体構造上の性差について触れることなかつた。また性的な事柄（セクシュアリティ）、性別にまつわる言説、過去の性にまつわる歴史的状況が議論されてきたが、性行為における女性の身体や内面を問い合わせる作業はもっぱら男性側の視点から行われてきた。性行為に対する認識はいちじるしく偏在しており、このような研究論議の状況を捉え直す必要性がある。こうした第一章「女性解放における性行為の位置づけ」の問題意識をふまえつつ、第二章以下が展開されている。

第二章「女性に対する性行為の言説」においては「女性という存在が経験する性行為」に対する言説に注目する。どのような経緯を辿った後に、性差別的な発想に基づいたファロセントリズムをはじめ、性に関して一般に共有されている価値観は現在も再生産しつづけることができるのか、なぜ「男性中心主義」ペースで考察する性をめぐる価値観形成の要因について、女性解放論者をはじめ、生物学や人類学の視点から展開されている議論を参照しつつ、今後の論議の方向性について主張する。また、性行為に対して男性中心主義的視点として、現在にいたるまで女性の性行動規制に用いられている「性」と「人格」とを結びつける「性＝人格論」にふれ、「性＝人格論」が曖昧な概念をもとに形成されている現実について述べている。

第三章「性行為と自己の諸相」では、これまでジェンダー論の枠内で扱いきれなかつた性行為における女性の自己の諸相について性交、性行為、生殖など、しばしば混同されている概念を区別して、自己のなかで性行為はいかなる扱いをされてきたか、そして性行為と自己の関連がどのように扱われてきたかを、文学作品を例に用いて説明する。そもそも「自己」とはいかなる概念であるかについて、特に身体との関わりに焦点をあてて説明する。性交という身体状態において女性の自己はどのような変容を経るのか、そしてこの自己変容を伴う性交という行為がどのように性差を形成し、男女の支配関係の根拠とされているかについて述べている。また、「自己」概念のあり方が、権力差の根拠として用いられている現状を打開するため、女性が経験する身体内に生じる現象にもとづいて、新たな自己像を確立する必要があると主張する。

また第四章「性行為における性差別」では、性行為が行われるまでの過程に焦点をあて、性行為という身体での出来事が、どのような形をとって社会的構造上の性差別を再生産させているかについて、セクシュアル・ハラスメントやデート・レイプと呼ばれる社会問題、さらには近年話題になっている自己決定の議論のありかに言及している。

第五章「性における多様性の不在」は女性への性差別にとどまらず、性行為や性的な事柄が個人の人格批判に用いられている有様を、週刊誌に掲載された性的スキャンダル報道をもとに示し、性行為に貫通している男性中心主義的発想が、男女の性別を問わず、多くの人びとを抑圧している状況を分析している。

第六章「人権のありか」では、フランス革命以降の近代的人権規定が、性差別的であり、女性にとって不当な概念であった事實を、フランス革命以降の女性の参政権獲得運動から昨今のリプロダクティブ・ライツやセクシュアル・ライツの動向を視野に入れて、近代的人権獲得運動の歴史的推移を追い、現在は女性にとって不当な構造を持っている「近代的人権」とは異なる「女性の権利」が確立されようとしている状況について述べている。そのさい身体と人権の関係性をといづけてきた権利運動の学であるバイオエシックスの変遷にふれ、狭義の人権概念としてではなく、より普遍性の高い広義の人権が普及することの必要性を主張する。

最後の章になる第七章「女性の身体と人権—新しい人間観への転換」は、これまでの諸章の論述で、女性の身体がいかに扱われ、特に性行為においてはいかに男性中心的な発想に取り込まれていたかを究明してきた。このことをふまえ、身体とそれをとりまく環境のあり方とその変容について言及し、そこから身体性を読みこんだ新たな「人間観」による人権のあり方と、女性解放運動の方向についての提言を行っている。

5. 本論文の評価

本論文は私的領域のそのまた私的領域に属するとみなされていた性と、この言葉に関連する語彙（性交、性行為、セクシュアリティ、性別、性差、ジェンダーなど）で語られる現象を取り出し、それらが男性的秩序（本論文では男性中心主義という）にもとづいて整序されている実情に迫ることを試みている。性解放運動やウーマン・リブとして知られている社会運動もこのことを目指して行われてきたし、現に行われているけれども、女性の身体性をキーワードに、人間が有史以来営んでいる性とその現象をとり上げ、大状況の人権から小状況の人権へ論理的架橋を試みている。このことが本論文の第一に注目されてよい評価点である。

第二に、本論文は性とその現象を女性の人権というふつうの眼で眺めてみると、社会のかたちがいびつでゆがんでいることに気づかされた。こういういびつさやゆがみを知ってしまった今、眼をつぶり見過ごすのではなく、その内側の仕組みを解明するため「女性の身体と人権」を鍵に「新しい人間観への転換」へ開錠する選択をした。人権と太く書くことのできる思考様式のもとで、女性の、異性の、そして人間の人権を論じる地平を把握し、

研究の次の足場を展望していることである。

第三に、社会のかたちやその成り立ちについての既存の説明体系が男性原理に傾斜しているゆえに、社会現象のとりあげ方に偏奇な要素がまぎれ込みがちであることを、報道記事の内容分析をとおして指摘している。報道の公正公平なスタンスとは何かを考えるさい、虚心に自己点検してよい課題である。このことはジャーナリズム問題に狭く限定されるのではない、いわゆる着眼、思考方法にかかわる事柄である。

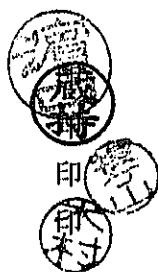
第四に、合計特殊出生率（TFR）のことが社会の存続問題となっている。死亡は自殺を除けば意思の外の問題であるが、出産とその後の子育ては意思にかかわる問題である。しかもこのことの意思決定に女性のかかわり方は、無視できないほど決定的である。性とその現象を論じる本論文はTFRについてどのような言及をしているのだろうか。TFRについて拙速でない長期的視点に立った提案を女性の人権の確認にもとづいて行っている。人権の谷間にある女性のそれを人権の海原へ転換するという王道上で政策課題を受けとめていることは、人権概念をより一層豊穣化することに通じる。

本論文は、性とその現象形態について、高邁な論点から実際にかかわる政策的論点までを、女性学的バイオエシックスの視点から論じている。女性学的バイオエシックスの分野のこみ入った論述を性とその関連用語をもって展開しているので、まだ十分に踏みならされていない学術的分野ゆえに、学術的貢献は上記の箇条書きの総和以上のものがあると評価できる。しかし、論証の手順を間違えると、方向を違えてしまいかねない危険もあることは事実である。時機を得て一層の精進のあらんことを期待したい。

本論文の審査委員会は、以上の考察から本論文が斯界の学術に貢献しうると評価し、本論文が博士（人間科学）の学位を授与するに値すると判断するに至った。

柳原 良江氏 博士学位申請論文審査委員会

主任審査委員	早稲田大学教授 文学博士（早大）	濱口晴彦
審査委員	早稲田大学教授 博士（人間科学）（早大）	藏持不三也
審査委員	早稲田大学教授 博士（人間科学）（阪大）	根ヶ山光一
審査委員	早稲田大学教授	木村利人



以上